

令和5年2月13日

南国市長 平山 耕三 様

南国市国民健康保険運営協議会
会 長 杉本 理



出産育児一時金の改定の実施について（答申）

本協議会は、令和5年2月8日付け「出産育児一時金の改定について（諮問）」の諮問に応じ、審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申する。

記

1. 南国市国民健康保険条例5条について、下記のとおり改正し、出産育児一時金の支給額を48万8千円に変更を行うこととする。

「被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として48万8千円を支給する。（以下省略）」

2. 施行日は令和5年4月1日とする。